

「(仮称) 島牧・黒松内第二ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」  
に対する環境大臣意見

本事業は、コスモエコパワー株式会社が、北海道島牧郡島牧村及び寿都郡黒松内町において、最大で出力 215,000kW 程度（単機出力約 4,300kW×最大 50 基）の風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や生物多様性の観点を含めた環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和 6 年 5 月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業については、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺に、複数の住居が存在している上、その周辺には、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が複数存在している。さらに、想定区域に重複又は近接して複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であることから、複数の方向から風車の影響を受ける可能性がある住居、学校その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）も複数存在している。

また、想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているイヌワシ、オジロワシ、オオワシ、クマタカ等の生息が確認されていることに加え、ノスリ等の主要な渡り経路となっている可能性がある。その他、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているカワシンジュガイ、ニホンザリガニ等の重要な水生動物が生息している可能性がある。

さらに、想定区域及びその周辺には、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定されている土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、防風保安林、干害防備保安林、水源かん養保安林、林野庁により設定されている「寿都カシワ遺伝資源希少個体群保護林」等に加え、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6 回及び第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたオオヨモギーオオイタドリ群団、チシマザサーブナ群集（Ⅳ）等の植生が存在する。

その上、想定区域及びその周辺では、表流水、農業用水等の取水地点や河川が存在しており、想定区域の大部分が他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であり、累積的な影響への考慮が必要な地域である。

このため、本事業を進める際には十分な現地調査の実施、予測及び評価を通じて、適切に対象事業実施区域を絞り込むとともに、関係機関、地元の地方公共団体、地域住民等への理解を得つつ実施することが重要である。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

## 1. 総論

### (1) 対象事業実施区域の設定

想定区域の大部分が、他の事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、当該事業者と速やかに事業計画に係る調整等を行い、方法書及びそれ以降の手續において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

また、対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

### (2) 累積的な影響

ア 想定区域に重複又は近接して複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手續中等であることから、騒音や風車の影による生活環境に対する本事業との累積的な影響が懸念される。このため、稼働中又は環境影響評価手續中等の風力発電事業に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合に情報共有できる体制を構築するとともに、その体制について環境影響評価書に記載すること。その上で、提供依頼があった際は可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

ウ 生活環境への累積的な影響が懸念されるどころ、これまでの風力発電事業による実績や当該地域における先行事業による地域関係者との関係性を生かし、他の事業者から必要な情報を収集の上、事業者間の調整の場を設ける等、生活環境への影響に係る地域の不安解消や地域理解を適切に行う方策について検討の上、措置すること。

### (3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

### (4) 事業計画の見直し

上記(1)から(3)のほか、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

### (5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手續を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

特に、方法書以降の手續において地域住民等に説明を行う際や事業を進めるに当たっては、これまでの周辺地域で実施してきた事業の実績を活用しつつ、想定区域の特性等を踏まえた上で、適切かつ丁寧な説明を行うほか、地域とのコミュニケーションを密に取るよう努めること。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響

想定区域に複数の住居が存在している上、その周辺には、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が複数存在している。さらに、想定区域に重複又は近接して複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であることから、複数の方向から騒音の影響を受ける可能性がある住居等も複数存在している。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)その他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を確保すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 風車の影に係る影響

想定区域に複数の住居が存在している上、その周辺には、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が複数存在している。さらに、想定区域に重複又は近接して複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であることから、複数の方向から風車の影の影響を受ける可能性がある住居等も複数存在している。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を確保すること等により、風車の影に係る生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 水環境及び水生動物に対する影響

想定区域及びその周辺には、表流水、農業用水等の取水地点、森林法に基づき指定されている土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、水源かん養保安林等が存在しており、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているカワシンジュガイ、ニホンザリガニ等の重要な水生動物が生息している可能性があることから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境及び水生動物への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、改変区域と表流水、農業用水等の距離の確保、工事中の土工量の抑制、沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境及び水生動物への影響を回避又は極力低減すること。

#### (4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。

このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川、沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (5) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているイヌワシ、オジロワシ、オオワシ、クマタカ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、ノスリ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、渡り鳥への影響も懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、当該想定区域周辺の既設の風力発電所におけるバードストライクの事例を調査し、その結果を踏まえて風力発電設備の設置位置等の検討を行うとともに、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

#### (6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定されている水源かん養保安林等、林野庁により設定されている「寿都カシワ遺伝資源希少個体群保護林」等に加え、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたオオヨモギーオオイタドリ群団、チシマザサーブナ群集（Ⅳ）等が存在していることから、本事業の実施による植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、配慮書作成段階においてヒアリングした専門家以外にも、北海道の動物相及び植物相に関する知見を有する有識者へのヒアリングを実施するとともに、植物及び生態系への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。